

寒川町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月8日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第24号

寒川町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

寒川町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年寒川町規則第20号）の一部を次のように改正する。

第8号様式を次のように改める。

第8号様式（第25条関係）

療養介護医療受給者証										注意事項欄									
公費負担者番号																			
公費受給者番号																			
支給決定障害者	居住地																		
	フリガナ												生年月日						
	氏 名																		
負担上限月額			療養介護医療（食事療養（生活療養）を除く）					月額					円						
			食事療養（生活療養）					月額					円						
適用期間			から まで																
交付年月日																			
特記事項																			
支給市町村名及び印																			

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(残存用紙の使用)

- 2 この規則の施行前に、この規則による改正前の寒川町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の規定により既に調製された様式で用紙が現に残存するものに限り、所要の調整をし、当分の間使用することができる。